

特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案に対する修正案要綱

一 特別安全保障秘密の提供の義務（第十一条第一項関係）

公益上の必要による特別安全保障秘密の提供について、「提供することができる」から「提供するものとする」とするとともに、国会法第百四条若しくは第百四条の二（これらの規定を同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第一条及び第五条の規定により各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会に提供する場合を追加すること。

二 その他所要の規定を整理すること。